

紹介手数料返戻金規定

更新日：2024/8/20

株式会社アサーティブ

下記内容にて人材紹介手数料の返戻金規定とします。

記

返戻金の適用条件：紹介した人材が入社後、3ヶ月未満で退職した場合(研修期間を含む)

ただし、自己都合により、かつ、紹介先企業の責任なく退職した場合に限る。

返戻金の割合：紹介手数料の 50%(税別)

上記内容を返戻金規定としますが、個別の基本契約書内容が優先となりますので上記内容と異なる場合があります。

その他の免責事由が発生した場合、弊社と紹介先企業の2社間において個別に協議し、
返戻金の料率を決定するものとします。

以上

有料職業紹介責任者：河村 隆志